

| | |
|------------------|---|
| Title | ワイマール共和国における人民保守派(II) : 新保守主義の一試行 |
| Sub Title | The "People's conservative" in the Weimar Republic : an attempt of the new conservatism (II) |
| Author | 大嶽, 卓弘(Odake, Takahiro) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1984 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.53, No.4 (1984. 3) ,p.55(321)- 71(337) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19840300-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ワイマール共和国における人民保守派(Ⅱ)

—新保守主義の一試行—

大嶽卓弘

III 人民保守派の成立

1 対立の激化と勢力の逆転

いわゆる相対的安定期を通じて、国家人民党は縦横二つの軸が交錯する対立構図を形成したが、その対立は時間と共に尖鋭化していった。縦断面においては党指導部・国會議員団と地方組織、邦連盟——特に東エルベ地方——が、横断面においては旧来の帝政保守派・全独連盟系右翼らによる党内右派と人民保守派・キリスト教社会派による党内左派とが対峙した。ドーズ案をめぐる紛糾の後党指導部を形成したシーレ、ヴェスタークらは、皆連立支持の立場に立つており、議員団も多くがこの路線に従つた。彼らの基本的動機は利益団体の意向を代弁することにあり、そのことによつて党が財政的支持を受けるのを目的の一つとしていた。党の連立参加については党内左派も独自の理由から支持した。即

を失墜させることであり、そして同時に、連立を志し妥協に流れ
る党指導部を自らの手で打倒し、党方針の根本的転換を図ること
にあつた。正にその闘いにおいて、一九二八年の総選挙結果が恰
好の論争材料を提供したのであつた。

党内両翼は、その理念の相違から来る当然の論理的帰結である
二つの全く反する選挙敗因を主張した。利益団体の意向を無視で
きないヴェスター・ラムバッハは、基本的に政権離脱に
よって自己の政策を実施できなかつたことが選挙民の離反を招い
た、と考えた。いくつかの団体からの圧力が以前から加えられて
来たが、それと同時に事実問題として、一九二八年五月の選挙で
勝利を収めたのが社会民主党だけではなく、個別の業界、社会集団
の利益を代表した新設の小政党であったことは、彼らの考え方を
裏付けているとも言えよう。これに対しフーゲンベルクら右派
は、むしろ党指導部及び議員団による党原理への背信、即ち共和
国の承認及び共和主義勢力との妥協が国民的反対理念に期待する
選挙民を失望させた、と考えた。保守的帝政派もこれに同調し、
右派は一致して反連立の論陣を張つた。⁽⁵⁾ 邦連盟のいくつかも、こ
の陣営に傾斜していった。

こうした中、党内左派の代表的指導者の一人、D H V 出身のワ
ルター・ラムバッハは「君主主義」と題する論文を発表し、選挙
敗北の原因を発展させて、これから保守主義が目指すべき方向
を従来の君主主義イデオロギー放棄、共和主義者の取り込みに置
く、画期的な考え方を開陳した。⁽⁶⁾ この背景としては、ラムバッハ
らが党勢拡大の為に青年層の吸収を企てていたこと、又究極的に

は共和主義を奉ずる他勢力と協力して新しい政治勢力を創り出す
為の布石を打とうとしていたこと、などがあげられる。これに對
してフーゲンベルクら右派は決定的攻勢に出た。元来その政治的
起源においてけつして帝政主義的心情があつたとは言えない全独
連盟、そしてその代表的人物としてのフーゲンベルクは、全くの
党派抗争的動機でラムバッハの「君主主義」論文を利用した。實
際フーゲンベルク自身、君主主義イデオロギーに何ら重きを置いて
いなかつた。彼は君主政か共和政かという問題よりも、ドイツ
の特質にふさわしい国家の創出をこそ重視していた。⁽⁷⁾ しかし、彼
はここで反ラムバッハ攻勢を行うことによって党内左派を打倒
し、党内における右派の発言権を増大させて指導部の連立方針を
挫くと共に、本来別系列にあつた右派の二つのグループ——保守
帝政派グループと全独連盟グループ——を自らのイニシエチブの
下に深く結合させ、強力なブロックを形成するという戦略を立て
たのであつた。フーゲンベルクのラムバッハ攻撃は、熾烈を極め
た。

もちろん純粹な理論面から言えば、ラムバッハの考え方は党綱
領とは相容れぬものであつたから指導部も放置する訳にはいかな
かった。しかし議員団の多くはこれを問題化させる必要を認めてい
おらず、連立政策を支持する基本姿勢において共通点を持つてい
たせいもあって、ラムバッハ、そして党内左派に同情的であつ
⁽⁸⁾ た。七月二日、ラムバッハ問題処理の為の国家人民党国会議員団
会議が持たれた。しかし先に述べたようにラムバッハに同情的で
あつた議員の多数は、実質的な決定を下すのを避け、党の基本方

針を云々した彼の行為を問題化させなかつた。即ち、名目的にラムバッハ論文の非承認を決議しながら、彼の身分には一切手をつけなかつたのであつた。七月七日、党指導部は、邦連盟段階でもラムバッハを除名しないようにという決議をした。この決議自身、党構造における邦連盟の自立性の高さを示すものと言える。しかし、地方組織を牽制せんとする指導部の意図を超えて事態は進んでいった。党中央機構の最下部に位置していた党代議会が翌八日から開かれると、その際、ヴェスタルプが党的團結を強調してラムバッハ事件処理を党規委員会に委ねる方向で解決しようとしたのに対し、全国四五の邦連盟中一五の邦連盟代表がドメスの指導の下、反対姿勢を打ち出した。⁽⁹⁾ ラムバッハの処遇について、彼らは一致して除名を要求したのであつた。一五邦連盟の結束は議事の進行を困難にした。ヴェスタルプは紛糾を避けて議長を降り、腹心のヴァルラフ (M. Wallraf) にその職を委ねて、党代議会が上部機関の決定を尊重するよう要望を出したが、これもフレゲンベルクの反対を受けた。⁽¹⁰⁾ 結局難航の末、ラムバッハ事件の処理は、特別な機関を設けた上でそこが決定を下すことに決した。こうして事件は解決の糸口を見い出したかに見えたが、七月二四日、ラムバッハ所属のポツダム邦連盟が自らのイニシヤチブで彼を除名したことから、再び混乱が起ころる。ラムバッハは党裁判に提訴し、両派の争いは激化の一途を辿つた。

は、既に全代議員一六六名中六七名の親フーゲンベルク系代議員⁽¹¹⁾が存在していた。彼らは、指導部不信任の回状まで作成してい⁽¹²⁾る。フーゲンベルク系新聞によるプロペガンダも強力に行われ、ラムバッハ事件における右派の理念攻勢は優勢に進められていたと判断である。他方で、ラムバッハ擁護の論陣を張ったのは農村同盟系- ドイツ刊新聞
⁽¹³⁾ (Deutsche Tages Zeitung)、クロイツツァイトウング、ドイツ一般新聞 (Deutsche Allgemeine Zeitung) などであった。

八月二九日、党裁判所はシュルツ・ブルムベルク (G. Schulte-Bromberg) を長に、判決を下した。それによると邦連盟による除名処分は取り消され、改めてラムバッハに懲戒が下されることとなっていた。⁽¹⁴⁾ これは、表面的にラムバッハの考え方を否定したものの、彼及び彼の周囲にある勢力に傷をつけないという意味で指導部と議員団の意向に沿つたものであった。しかしながらこの判決も、事態を鎮静させはしなかった。もはや党裁判における判決にも、その裏付けとなる政治的力が無い限り、党内抗争を收拾する効果など期待できないところまでになっていた。九月七日、オズナブリュック、ハノーファー、ブレーメン、グレンツマルク、ポツダムなどの邦連盟は、十月末に改めて党代議会を招集することを求めた書簡をヴェスタルプに送った。そしてその席上で、彼らが党内役職からのラムバッハの辞任を迫るつもりであると明言されていた。⁽¹⁵⁾ 結局代議会招集は要求通りになつたが、それは党内抗争に第二の舞台を与えることとなる。というのも、そこでは党首選挙が予定されたからである。党首候補としてフーゲンベルク

を擁した右派と、現党首ヴェスタークを支持する議員団主流、そして左派勢力は、再び活発な宣伝戦を繰り広げていった。このようにしてラムバッハ事件は、本質的解決を見ぬまま、その根本的原因である党内抗争が党首選挙に移行していくと断ち消えとなつていく。

ラムバッハ事件の意義は、それまで比較的個別に対峙していた国家人民党内縦横の対立要因が、ラムバッハ支持・不支持という範にかけられて二大陣営に統合されていく一つの契機をなしたことに見い出せよう。フーゲンベルクは、保守帝政グループを吸収し地方組織を傘下に入れるという二つの目的を着実に成功させていった。七月の党代議会には、その明白な成果が現われている。一方で、議員団主流と党内左派も共にラムバッハを擁護することで、従来の連立志向という旗印に加えてより理念性の高い旗印——彼の君主主義論文の内容——を得た。議員団のすべてがラムバッハに賛成だったわけではないが、同事件によって彼らと左派が従来以上に結びついた点は指摘し得るであろう。

五月の総選挙敗北は、ラムバッハに限らず党の体質面における深刻な反省を生んでいた。同じ選挙で勝利した社会民主党の大衆組織には及ぶべくもないが、党の大衆組織の弱体が将来に投げかける問題は誰の目にも明らかであつたし、従来そうした組織に代る機能を一部で果たして来た利益団体が党に背を向けた時、国家人民党的組織的脆弱性は余りにも明白であつた。増大しつつある「戦後の青年」をいかにして党に吸収するか、という点が重要であつた。この問題にラムバッハは理念的側面からアプローチした

が、党機構の面からも根本的改革が必要なところまで來ていた。党指導部でもこの点についての反省は強く、六月一五日、国会議員クヴァーツ (R. Quaatz) とポツダム邦連盟議長シュタインホフ (W. Steinhof) に命じて、党機構改革の原案作成に当たらせている。しかし、両名が間もなく起こつたラムバッハ事件に巻き込まれフーゲンベルク陣営に立つて活動を始めたため、改革計画は一時中断状態に入る。そして再びその問題が論点となつた時、機構改革はそのまま次に控えた党首選と関連して、党内両陣営の抗争材料と化していたのである。両名が提出した改革についての覚え書きは、フーゲンベルクの党権力掌握の方向に沿つて議員団の発言権縮少、議員団長と党首の人格的分離、党首を含めた三人の指導者によるトロイカ体制を打ち出していた。⁽¹⁶⁾もちろんヴェスタークは、これらの諸提案を拒否した。しかしヴェスターク陣営——党首選を前にして議員団多数と左派はヴェスタークを推した議で、ヴェスタークは議員団長に再選された。しかし、ドーズ案問題以来台頭してきた地方組織、党内右派は、もはや議員団の主導で党首が決定されることなど許はしない。七月八日の党代議会では、フーゲンベルクが自らの手になる運動方針案を通過させ、同会において彼の勢力が優勢であることを党内に知らしめていた。又九月五日には党機構改革をめぐつて地方組織の代表が会合を持っているが、ドメスの司会で行われたこの集会には一五の邦連盟が代表を送り、実質的にフーゲンベルク派の結束を内外に示すデモンストレーションとなつた⁽¹⁷⁾。フーゲンベルクの実力は短

期間に急上昇した。七月の党代議会の段階では、実のところ彼が実力で党首の座を勝ち取る可能性について危ぶむ側近もいたが、⁽¹⁸⁾一〇月になると彼の影響力はヴェスターと比較しても遜色ないものとなっていた。在郷軍人組織「鉄兜団」と彼が側近ウエゲナーを通じて接触したのも、この頃であった。これに対抗してヴェスター支持の邦連盟が一〇月八日、ベルリンにその代表を参考させているが、その数一六、フーゲンベルク支持の邦連盟は現職ヴェスター支持勢力と全く互角になっていた。

一〇月二〇日、党首選挙の為の党代議会が開かれた。ヴェスターは、本投票前に行われた試みの投票でフーゲンベルクが勝つたと知ると、本投票に立候補しようとはしなかった。かくして同会は、事後の申し合わせで議事内容、票数を公表することなく、フーゲンベルクの党首選出を宣言したのであった。⁽¹⁹⁾ フーゲンベルクはヴェスターに替つて党首の座に就いた。この党首交替は、一九二七年に党がマルクス内閣に参加、そして離脱して以後続けられてきた党内右派による奪権闘争の頂点に置かれる事件であった。伝統的保守帝政派グループを傘下に入れたフーゲンベルクら全独連盟系右派は、ここに党の実権を掌握し、自己の理念に基づいて党を改造すると共に、もはや反主流となつた議員団と、人民保守派ら左派に対し異分子撲滅の攻勢をかけることになる。翌一九二九年人民保守派が脱党に追い込まれる運命は、この党首交替による権力配置の変化によって決まつたと言えよう。新党首は、懸案であった党機構改革に直ちに着手した。その基本の方針は、彼が自在に動かせる党组织の創立にあつた。従来連立志向には、

走り、利益団体との結びつきを背景にして党の根本的原理を「踏みにじって来た」議員団を、政策決定の場から排除し、党指導者を指導者原理に基づいて組織の最上位に置く、そうした措置によって彼の目指すブロック(Block)が形成される筈であった。既に党首就任演説において彼は、党内での指導者原理の確立と世界観を共通にした強固な団結=ブロックの創出を呼びかけている。⁽²¹⁾ 左派のリンダイナー(V. Lindeiner-Wildau)が副党首としてチェックをかけたが、それも効果少ないものであった。既に、党政治委員として青年保守主義系トレヴィラヌス(G. R. Treviranus)に替つてフーゲンベルク腹心の国会議員シュミット=ハノーファー(O. Schmidt-Hannover)が選出されており、左派は全体として圧迫されつた。この状況下でフーゲンベルクは、党首が党政策に対して絶対的指導権を発揮できるよう広範な権力付与を要求した。これは同年一二月に達成されることとなる。又彼は、ヴェスター勢力の牙城の一つであった党幹部会と党指導部を、自己の傘下に入れようと試みた。かくして党指導部は実質的に排除され、他方で党幹部会は、多くがフーゲンベルク支持者である地方組織の代表を加えてその多数を獲保された上で、審議と決定の権能が付与された。⁽²²⁾ 最終的にヴェスター側に残つたのは、議員団のみとなつてしまつた。議員団には、利益団体と関係が深い名望家議員が多かつたが、今や党内左派もここに唯一の抵抗の城を見い出していた。というのも、正にその点がフーゲンベルクの不満であった行動と判断の自由が、議員団に存在していたからである。⁽²⁴⁾ もちろん議員の中にもフーゲンベルク支持者は存在

したが、大勢はヴェスターの指導に従つていた。フーゲンベルクはこの問題を、議員団内に自己の勢力を扶植するのではなく、議員団を自己の下位に置くことで解決しようとした。一九二九年四月、フーゲンベルク腹心のヴィンターフェルトは、重要な政治問題、特に政権参加問題について党首が議員団の行動を拘束する決定を下し得るべきである、という提案を議員団に行つた。これに対しても議員団は採決をもつて拒否したが、その票差は僅かなものであった。⁽²⁵⁾ そしてフーゲンベルクは同じ内容を党幹部会に提案し、六月一五日同会を通過させてその目的を達した。このようにして、フーゲンベルク及びそのグループは党を自己の手中に収めた。この際、彼が保有していた新聞コンツェルンは、国家人民党に不足していた宣伝力を補完する役目を果たし、一方彼の経済力は党の活動資金を潤沢にした。⁽²⁶⁾ 国家人民党は一九二七年から一九二八年にかけての党内抗争と「政権交替」によって、以前とは別の政党に生まれ変わったのであった。

2 ヤング案問題と人民保守派の成立

一九二九年夏、ドイツの賠償支払いの行き詰まりによって連合国及びドイツの代表は、ドーズ案に代る新しい支払い計画を作成する必要に迫られた。それはヤング案と呼ばれ、同年八月五日からハーグで開かれた国際会議において列国の承認を得ることになる。このヤング案は、従来の約束より五年早くラインラントから連合軍が撤兵すること、ドイツ経済のコントロール及び抵当設定排除、三年間賠償支払いを年額七億マルク減額することなどを規定

定すると共に、外貨交換防衛条項の停止、賠償支払いの長期化など、懸念される面も含んでいた。⁽²⁷⁾ この内容が明らかにされると、ドーズ案に似た反響がドイツ国内を包んだ。既に七月九日、一九二九年五月三十日条約締結の一ヶ月前——保守系各勢力はヤング案の国辱的内容に一致して反対を表明し、その代表者は旧プロイセン上院に会同、「ヤング案反対ドイツ国民請願全国委員会」を結成していた。主導権を握ったのは、国家人民党を率いるフーゲンベルクと鉄兜団のゼルテ (F. Seldte) であり、他に合同ドイツ祖国連合、キリスト教国民的農民及びラントフォルクの党、全国農村同盟、そして国家社会主義勢力が参加した。同全国委員会は、フーゲンベルクが目指していた国民的反対理念に基づくナショナリスト・ブルックの具現と思われた。そして彼らは、そのプロパガンダの中心に「ドイツ国民奴隸化反対法案」——通称「自由法」——を置き、政府の外交姿勢攻撃を開始する。⁽²⁸⁾ 彼らは九月二八日、ヤング案反対国民請願と共に同法を提出し、宣伝に努めた末、一一月には国民投票実施の前提となる有効署名数——有権者数の一割を超える四一三万五千人——を得ることに成功したのであった。⁽²⁹⁾

しかし、運動の波の高まりはそのまま運動の急進化につながつていった。自由法作成のイニシャチブは、国家社会主義者が取つていた。そしてその第四条に述べられた条約調印責任者の処罰は、余りに急進的な考え方であり、たとえそれが反ワーマール共和国キャンペーンの一貫だとしても、処罰対象にヒンデンブルク大統領が含まれていたことは一部保守派の耐えられぬことであつた。既に自由法が公表される前の八月二八日、ニュルンベルクに

全国委員会が開かれた時、ラントフォルク党と農村同盟はそこに代表を送っていない。理念的には全国委員会を支持していた彼らも、それが現状の破壊を目指すものであれば、連帶をためらうのは当然の成り行きであった。九月九日自由法第一草案が完成すると、農村同盟議長クリーケスハイム (A. v. Kriegsheim) はとりわけその第四条に対する疑念を表明、同時に農村同盟は自由法公表を待つようフレゲンベルクに要請した。しかし結局これを抑えて同法の内容が九月一二日に公表されると、当初から全国委員会の活動に疑いを持って来たヴェスタルプに加えて、農村同盟も同法反対の立場を明確にした。⁽³⁰⁾ 最初から運動の中心にあつた鉄兜団も、必ずしも同法を全面的には支持できなかつた。全面的賛成を与えたのは、国家社会主義勢力であつた。こうしてフレゲンベルクは、全国委員会に集合した右翼保守勢力の中の一つの立場をいかに調整するか、又はどうやら取るかという状況に置かれることとなつた。国家人民党内でシーレ、ヴェスタルプ、フレゲンベルクの間の会談がしばしば持たれた。そして正にこの選択についてヴェスタルプは、フレゲンベルクが国家社会主義者と農村同盟の間に立つて迷つてゐるなら、ためらうことなく後者を選ぶべきだとの説得に努めたのであった。九月一一日に開かれた全国委員会幹部会でも、大勢は過度の急進化を抑えて大同団結を守る方向にあつたので、フレゲンベルクも譲歩を示して第四条から大統領の名が削除されるに至つた。しかし、第四条そのものに反対する農村同盟は、基本的に納得していない。又逆にフレゲンベルク側、例えばフライターカ・ローリングホフエンは、第四条が第一条の

論理的帰結であるので第四条削除は同法全体を無意味にすると指摘、両者の見解は全く食い違つたままであつた⁽³¹⁾。

自由法は、必要署名数の獲得によって国会に上呈されることとなつた。同法が国会審議に入つたことは、ヤング案問題が国家人内対立抗争の新しい論争主題として加わつたことを意味する。確かにフレゲンベルクは議員団を自己の下位に置き、党首の命令への服従を義務づけていた。しかしながら、採決に際して議員団が一糸乱れず党首の判断に従つた行動を取るか否かは、疑問であつた。何よりもヤング案問題、より直接的には自由法の採決問題は、共和国に対するナショナリストの姿勢を問う事柄であった。従来から連立参加を志向していた同党議員団多数及び党内左派には、自由法第四条の支持など思いもよらぬことであつた。これに対するフレゲンベルクは、全国委員会に結集した右翼保守派諸勢力を自己の主導権下に率いて行かんが為、国家人民党を総体で指揮し得ることが不可欠であり、両者の対決は不可避のものであつた。事態を尖鋭化させたのは、党内左派の姿勢である。彼らは、例え九月二一日におけるフレゲンベルクの譲歩を見て、つい先頃フレゲンベルクの党首選出と党機構改革によって奪われたばかりの党の主導権を、自己の手に奪回する好機が來たと考えた。具体的には、党指導者の交替を目指したのである。左派に属するヘッチ、クレネ (M. Klonne), コイデル (W. v. Keudel), リンダイナーらは、自由法第四条に対する反対——それは国会採決での反党行動をも示唆するものであつた——を議員団長ヴェスターに表明し、明白な反フレゲンベルク行動を開始した。⁽³²⁾ ヴェ

スタルプ自身も単独の立場で一〇月三日、第四条への疑念を表わしたので、議員団多数では採決について必ずしも党首の意向に沿わない空氣となつていった。フレーゲンベルクはこれに対し、あくまで議員団の一一致した投票行動を主張して譲らなかつた。リン

ダイナーは、党分裂の威嚇を含んだカッセル党大会に向けての自派の企図を明文化し、ヴェスタルプに伝えた。それによれば、フレーゲンベルクの政策に抵抗し、党指導者の交替を実現する為に党大会の場を利用することが、当面の目標とされていた。⁽³³⁾ ヴェスタルプやシーレはこうした強硬方針には反対で、党分裂覚悟でカッセル党大会をフレーゲンベルク攻撃に利用することも、指導者交替を目指した闘争を実行することも目下実現不可能であり、又無意味なことだと考えていた。彼らから見れば、現在の国家人民党によつてすら国会で有効な連立組み合わせを作れない今、——当時の政府は社会民主党を含んだ大連合内閣であつた——新たな議員集団が出現しても何ら意味が無いのであつた。二人はこの考え方に基づいて、党首フレーゲンベルクと左派のリンダイナーらの間を調整することに努めた。あくまでもフレーゲンベルクを説得することによって党の政策転換を行うことだけが、彼らの選択肢なのであつた。一一月一三日のヴェスタルプ、シーレ、リンダイナーによる三者会談では、フレーゲンベルクによつて「ここ数ヶ月間の党的政策」をテーマに招集されている議員団会議において自由法に関する議論を行わないという申し合わせがなされた。又、平行して行われたヴェスタルプ、シーレ、フレーゲンベルク間の会談では、ヤング案成立後の連立形成を本氣で考え、取り組まねばならない

という点について話し合われている。しかし、いかなる工作も流れの大勢を止めることはできない。一一月一八日に開かれた議員団会議は、自由法に関する両派の白熱した論争の場となつてしまつた。

反フレーゲンベルク勢力は、異なる二つの見解に分かれた。一つは、ヴェスタルプの指導に従つて自由法問題で党を割ることを是としない人々であり、他の一つは、自由法第四条問題を共和国とその政府に対する根本的姿勢と結びつけて考え、たとえ党を割つても同法に反対せんとする立場の人々である。議員団会議ではシユランゲリシェーニゲン、コイデル、クレネ、リンダイナー、ヘッチャラが反自由法第四条をうたつた声明を出し、後者の立場たることを鮮明にした。ここで彼らが打ち出した根拠は、自由法第四条が他の非社会主義政党との協力を不可能にし、国家人民党を國家社会主義勢力に接近させる、という懸念であつた。フレーゲンベルクはこうした人々に強く反発し、結局議員団会議での結論は出なかつた。しかし、カッセル党大会を前にした党内両翼は交渉を続けた。一一月二〇日には再びヴェスタルプ、シーレ、フレーゲンベルクによる三者会談が持たれ、以前と全く同じ申し合わせ——党大会で自由法を扱わない——がなされたが、その実効は両勢力共疑わしく思つていた。⁽³⁴⁾ 翌二一日の幹部会では、ヴェスタルプが党首による度重なる議員団への干渉を批判し自由法第四条に反対したが、これに対し党指導部は党の一一致した自由法支持を決議せしめ、フレーゲンベルクに側面援護を与えた。⁽³⁵⁾

こうした中、一一月二二日、二三日、カッセルにおいて党大会

が開かれた。その期日は農村同盟ベルリン全国大会と重なり、反フーゲンベルク勢力に不利であった。党大会では、フーゲンベルク勢力が反対派を攻撃するもう一つの事件が加えられる。左派の代表的人物の一人である青年保守主義者トレヴィラヌスの私信が暴露され、左派攻撃に使用されたのである。友人アーレフェルト⁽³⁶⁾にあてられたこの私信は、バーデンにおける選挙結果を踏まえて、官吏、アンゲシュテルテそして産業界が党から離れつつあることを指摘、その理由をフーゲンベルクの急進的政策に求めていた。即ち、プロイセンでのコンコルダート支持はカトリック系の党支持者を失望させ、国家社会主義者への接近は良識ある人々を党から離れさせたと言うのである。この状態を脱する為に、彼は党を脱してブルジョワ勢力と連合することを説いたのであった。⁽³⁷⁾

フーゲンベルクらはこの書簡を反党行動の証拠として取りあげ、トレヴィラヌス除名の手続きを開始した。ここに至って、ラムバッハ事件、ヤング案をめぐる抗争、トレヴィラヌス事件は有機的に結びつき、一つの大きな潮流として展開していく。トレヴィラヌスの書簡に特徴的なのは、左派が党内におけるフーゲンベルクの権力の強固な基盤を認識し、もはや党権力奪回による党全体の方向転換を断念したこと、そしてその結果分離脱党のみが残された唯一の道となつたこと、その際中央党との結びつきという共和政初頭からの権力構想が考えられたことなどである。こうした構想は人民保守派——キリスト教社会派及び青年保守層を含めて——が常に保持してきた基本的な考え方であり、かつてそれを労働組合中心にアプローチしたのがシュテーガーヴァルトであつ

た。

一月二七日、ベルリンのコンチネンタルホテルに、リングダイナー招集の下で約二〇名の反フーゲンベルク系国會議員が集まつた。ここでは強硬な意見が多数を占め、対決姿勢が強められた。しかしヴェスタルプは先に述べた考證を固持し、両者の調停を諦めなかつた。加えて、反フーゲンベルク勢力の背後には農村同盟等いくつかの政治勢力も控えていた。そのせいもあってかフーゲンベルクは、反対派の議員が国会における第四条採決に欠席しその主旨を声明として公表することに、一時同意する迄に至る。しかし一月二九日の議員団会議で大勢が声明公表という方法を是としたにも拘らず、その間の討論における自派の勢いを見て、フーゲンベルクは声明公表を許さない方向に転じた。かくして議員団会議は、対立する二派がそれぞれ別の場所で会議を行つところまで完全な分裂を示したのである。途中、合体審議にまとまることもあつたが結局両者は相容れず、分裂は決定的となつた。この際第四条に反対して別個の会議に参加したのは、シーレ、リングainer、ショランゲル・ショニー・ジーン、クレネ、ラーデマッハー（W. Rademacher）、ヒュルザー（G. Hülser）、ラムバッハ、ロイデル、ドリアンダー（G. v. Dryander）、マティネ・ユンク（P. Lejeune-Jung）、トルカ・マヌス、ムム（R. Mumm）、フロム（C. W. Fromm）、ショトラーテマン（H. Strathmann）などであった。この中には、党分裂に反対のヴェスタルプ側近ドリアンダーや同様な立場のシーレらもいたが、多くは党を割ることになる人々であった。

一月三〇日、国会において自由派の採決が行われ、第一条は八一対三一八、第二条、第三条もほぼ同様の数で否決された。そして、第四条の採決に際して国家人民党議員団は分裂し、五五名が賛成、一七名が投票を保留したのである。五五名の議員には、ヴュスタルプの影響下にあつた人々も多数含まれてゐる。⁽³⁹⁾ ヴュスタルプの影響下にあつた人々も多数含まれてゐる。ヴュスタルプグループは、ここでは党的因縁を選んだのであつた。ともあれ自由法は否決された。採決における分裂行動の後、ドイツ國家労働者同盟議長ハルトヴィヒ (E. K. Hartwig)、マーツ国家農業労働者同盟議長ヒュルギー⁽⁴⁰⁾、トマベックハの三人は、今回の行動についての私見を発表した。この私見は、かつて論議された「声明」の内容に比べ、はるかに激しいフーゲンベルク批判を打ち出したものであつた。フーゲンベルクは直ちに党幹部会を招集して三名の除名を提案、これに応えて国会も六五対九で除名を決議した。ヴュスタルプは再び調停に動いたが、今回はその余地も無かつた。二月三日の議員会議で三名は脱党を表明した。⁽⁴¹⁾ そして同日夜、クレネ、レーマイニコンク、トレヴィラス、ロイデル、リンダイナー、ムム、ショランゲ=ショーニゲンハウゼンは党に踏み切つたのであつた。

ヴュスタルプは議員団長を辞したが党内に留まり、彼に従う人々も同様に党に残つた。彼らは現時点での分裂に大義名分を認めず、むしろヒンデンブルク大統領が望む国民的連合を形成するところを重要と考えていた。

（1） Vgl. Streiflichter aus Vergangenheit und Gegenwart (Leopold op. cit., passim)

（2） Ibid. p. 35ff.
（3） ポヘルメンハ農村同盟議長ハーヴィッシュ (J. G. v. Dewitz) からハーヴィッシュにあつた一九二八年一月四日它的轄管では、党が邦連盟の圧力から自由になつて農業界の利益をより一層強力に代弁するよう求められてゐる。又、高級官吏を東洋にだす国家高級官吏連盟 (Vereinigung der deutschnationale höhere Ministerialbeamte) もからハーヴィッシュにあつた一九二八年四月一日四月の轄管下、議員団の中央は彼の官吏の利益が十分代弁されてゐないとの非難をしてゐる。

Westarp Akten (Bracher, a. a. O. S. 277f.)

（4） Vgl. Milatz, A., Das Ende der Parteien im Spiegel der Wahlen 1930 bis 1933, in: Das Ende der Parteien 1933, hrsg. v. E. Mathias & R. Morsey, Düsseldorf 1960. S. 750f.

又、アラバースは、国家人民党の一九二八年総選挙における敗北の原因を中道、右翼政党で始めていた構造的変化に見出し、それによつて同党は勃興してゐた利益政党に基盤を譲り去つたのであつた、と分析している。

Bracher, a. a. O. S. 276ff.

（5） 退役軍人帝政派のフリードリッヒ・シュレンブルグ (F. v. d. Schulenburg) は、ナヒハイマー (K. v. Schleicher) はおつた一九一八年六月二日付の書簡で、党的連立の政策は黒田赤の旗・君主主義のむら根の矛盾を批判している。

Jonas, a. a. O. S. 185f.

又「一ヶハグニタ派の國公議員 マーティーハーネ」(E. Oberfohlen) は田口の讃美の母ド、「親の入閣以来、京路線、ルの内閣ニコト成績に対する御難解の批判が強くなリ」と「此擧」も點綴つて云々。

Oberfohlen, E., Deutschnationale Gedanken zum Jahreswechsel, in: „Der Deutschnationale“ IV/I Aug.

1928 (ebd. S. 32. Ann. 4)

ヘルマータク=ローレンハクホトノヒヤシテ、終の地方組織がいゆるの州議会議員を党中央に匯つて云々。

Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 43.

(10) Lambach, W., „Monarchismus“, in: Politische Wochenschrift IV/24. v. 14. Juni 1928. S. 495ff.

「…シハトハブルクの卓越した人物像と併じて、ヨーハン・カントンハ族の回憶の情は背後に退くやうだ。これによつて、好むと好まざるに拘らず国民権の意識の新たな方向へが始まつた。やれど、最初の表現を王侯財産に関する決定にして、次には今回の選舉での国家人民党敗北に歸ふことがややる。即ち国家人民党が失つたすべてのものは、君主主義が失つたものである。加えて、一九〇五年以後の世代の青年は、君主政に何ら生活上の関わりを持つていなし。彼らにしても君主政は映画や本の上の出来事となつてゐる。やれどもこの黨の發展を望むたるは『君主主義者と共和国主義者、我々の仲間だ!』などなどなどであつた…」

Teipel, a. a. O. S. 82.

(11) Vgl. Dörr, a. a. O. S. 403-409. Leopold, op. cit. p. 47.
〔議院の議題など云々〕

(10) Westarp Manuskript (Jonas, a. a. O. S. 35)

(11) Dörr, a. a. O. S. 411.

(12) Ebenda S. 412. Ann. 43.

(13) 農林回覧の大半は獨立地回政策を支持しておる、又、ハーフケンブルクの參謀長的存在であったフライターク=ローレングホトノも同様に、「今日、君主政は映画やオペラ

久の上に田舎町と農村だ」と感づてゐた。

Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 53.

カルクス内閣の内閣が発表された前の大正七年、同じ Politische Wochenschrift は「新しく人々、新しい道」も題する無職外の議員が發表され、ハムバッハに似た議論を發げてゐた。これが取つては、何の議論なんぞあなかれたのである。

Dörr, M., Die Deutschnationale Volkspartei 1925 bis 1928, Marburg/Lahn, 1964. S. 495. Ann. 7.

(14) 「…帝ニダム邦連盟などにて、ハムバッハ議員の君主政

議論文がその形と内容において全く承認じゃないものであるといふ、認められる。一方で、党裁判所はラムバッハ議員が党綱領に対する攻撃を意図したのではなくと云う確信を持った。

……彼は、党の為に役立つと自分が考えた目的に向かって進むにあたって、道を誤つたに過ぎない。しかし党裁判所の君主主義論文不承認によつて、該規約に則つて彼に譴責を下す……」

„Deutschationale“ IV/9 Sep. 1928 (Jonas, a. a. O. S. 36. Ann. 9)

(15) Westarp Manuskript (ebd. S. 37. Ann. 1)

(16) Dörr, a. a. O. S. 443. Ann. 123.

Leopold, op. cit. p. 49f.

ヘロイカ体操にて云々 ハーゲンブルク側近ノホ・ヴュゲナー (L. Wegener) が田下のところ最適の形であると考えたものであつた。ヘロイカの三人についてはヴュスタルプ、ハーゲンブルクヒプロイセン邦議会議員ヴィンターフュルト (F. v. Winterfeld) が考えられていた。ヴィンターフュルトはハーゲンブルク寄りであったから、ヴュゲナーやクヴァーン、シヨタインホフらが田指したもののが何であったか明白であつた。

(17) 参加した邦連盟は、ブルリン、ブレーメン、グレンツマルク、ハンブルク、東ハノーファー、南ハノーファー、ベッセン・ダルムシュタット、メクレンブルク・シュヴューリン、オルデンブルク、オズナブリュック、ポツダム、ポツダムII、テューリンゲン、東ヴェストファーレン、西ヴューストフーネンであった。

Dörr, a. a. O. S. 444. Ann. 125.

(18) ハイターク＝ローリングホフハウゼンのよう�述べて云々。

「……ハーゲンブルクへの支持はしだいに増大して云々た。しかし一九二八年七月の党代議会においては、彼の党首立候補は敵対者達によつて裏面田に受け取られなかつたし、彼の友人達によるても可能たぬとは見なされた。……」 Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 54f.

先に述べたヘロイカ案も、云々の 1 の點ねれどおる。

(19) ハーランゲ＝シユーリゲンは次のように述べて云々。

「……ヴュスタルプは、自分の地位を守る為に闘つたのを拒んだ。彼が闘つていただだらか、つて敗れなかつたでもいい……」

Schlange-Schäning, a. a. O. S. 33. cf. Leopold, op. cit. p. 51f.

(20) 後に人民保守派が党を割つてからハーゲンブルク直系の党機関が党分裂を総括した「叛乱」も云々パンフレットがある。ハーゲンブルク側から見た党分裂、人民保守派の誕生といつて、貴重な史料である。せんでは、この票数非公開がヴュスタルプ側のシヨトランゲ＝シユーリゲンの提案によるものだと想ぐるわけ。

Die Abtrüningen, Die Geschichte einer Absplitterung, die die Festigung der Partei brachte, Deutschationale Schriftenvertriebsstelle, Berlin 1930. S. 46f.

(21) Vgl. Gaertringen, H. v., Deutschationale Volkspartei, in: Das Ende der Parteien 1933. a. a. O. S. 547. Ann. 10.

既に党組織にて云々トロペカハダに取れども云々たハ用ヘーネンハドあつた。

ロックが「ブライ」か」という題の論文を載せ、「理想といふ鍵で統合された」ロックの形成を主張した。ロックとは、例えば非社会主義者がアルジア目的とかいう雑多でネガティブな概念で括られる統合性の弱い集団——それがブライ——ではなく、一つの目的の為に強固に团结した、純粹な理念的回路による集団なのであった。

Hugenberg, A., „Block oder Brei“ in: Berliner Lokal-Anzeiger v. 26-28, Aug. 1928.

指導者原理とのことは彼自身次のように述べてゐる。

「私は選りすぐられた少数によると——選舉によるとではない——政府を信奉する。私は演説家ではなく指導者を信奉する。言葉は活動の敵である。やえに私は、強い意志を持ち、合理的決定を遂行する力を持つ強力な人物による統治を信奉する」

Eiserne Blätter Nr. 7. v. 12. Feb. 1928 (Chanady, op. cit. p. 82)

(22) ハンダイナーは一九二八年一〇月十六日の論文で、政策決定上の議員団の優位を主張してゐる。

Die Abtrünnigen, a. a. O. S. 48.

(23) 回京都連盟議長があぐつて回金に加入され、そのうち一一名が一九二八年から翌一九二九年までの間にフーゲンブルク支持者に替えられた。又、党首権限の拡大についてでは党指導部内で採決したところ、九割が賛成したといつてある。

Freytag-Loringhofen, a. a. O. S. 55.

(24) 議員団の関係とのことで、ガルスタルトは日頃から「政治危機に際しての議員団の優越的責任と自律活動性」を主張していた。

ワイヤーレル共和国における人民保守派(II)

Bracher, a. a. O. S. 283.

(25) ハンダイナーは、いかの邦連盟から抗議が行われた。カバベタントはおもむいた東ハノーファー邦連盟のナッヒマー (v. Natzmmer) の書簡は、その代表である。

Ebenda. S. 283. Ann. 126.

(26) 既に一九二八年五月総選挙で、資金不足に陥る党首脳はフーゲンブルクに援助を請うたが、自己の政見不採用を理由に断られた。

Gaertringen, a. a. O. S. 546.

(27) ハンダイナーはホルケンバウムによると、Horkenbach, C., Das Deutsche Reich 1918 bis Heute, Bd I. Berlin, 1931. S. 356 ff.

(28) 回法案最終修正後の各条文は次の通りである。それは共和国参議院の賛成をもって公布される。

第一条 共和国政府は外国勢力に対し、速やかに厳かに以てのことを知らしめねばならない。即ちベルサイユ条約において強制された戦争責任の認識が歴史的眞実に反するものであり、誤った前提に立つもので、国家の権利にとつて禦え難いものであるといふことをである。

第一條 共和国政府はベルサイユ条約第11111条、回119条、回110条を公式に無効化するよう努めねばならない。さらに、占領されている領土が速やかに無条件で、そしてドイツ領へのこかなるコントロールをも排して、明け渡さねばとに努めねばならない。

第三條 戦争責任条項に基づいた外国勢力に対する新規負担、義務は、受け入れられない。……

第四条 案約第一章第三条について外国と協定を結び、調印した首相・大臣、全権代表は刑法第三章九十二条に定められた罰に服す。第五条省略。

Jonas, a.a.O.S. 43f. 尚修正前の第四条には大統領も対象に命あれていた。

しかし一方で、産業界がヤング案に對して比較的冷静であったことも事実である。ドイツ工業全国連盟は、社会民主党の政権排除と工業利益を尊重する政権の樹立を条件に、ヤング案受け入れが可能であることを表明している。

(29) 憲法第七十三条及び第七十五条において国民請願の処理が次のように定められている。即ち、有権者の一割以上が法案提出の為の請願をした場合、政府はそれを国会に上呈し採決に付す。可決すればそれで良いが、国会で否決された場合も国民投票に付される機会が与えられる。そして有権者の可半数が賛成票を投じれば、国会の議決に拘らずその法案は成立する。

(30) Vgl. Deutsche Allgemeine Zeitung, v. 12. Sep. 1929.

(31) Freytag-Loringhofen, a.a.O.S. 63f.

又の「一者派」に対しフーゲンベルクは、後に「ハルツブルク戦線」を形成するに至り、彼の結論を述べるのである。

(32) Bracher, a.a.O.S. 283f.

(33) Ebenda

(34) Jonas, a.a.O.S. 53. Ann. 1.

Vgl. Gaertringen, a.a.O.S. 549.

(35) Chanady, op.cit. p. 85.

Die Abtrünnigen, a.a.O.S. 10.

(36) 一九一九年一〇月十七日に行われた。躍進したのが中央党

(一一八議席から三四議席——以下同様)、社会民主党(一六から一八)、国家社会主義ドイツ労働者党(〇から六)、農民党(〇から三)、現状維持は民主党(六)、人民党(七)、その一方で国家人民党は七議席から三議席に転落していた。

Vgl. Horkenbach, a.a.O.S. 290.

(37) 「……シムーネー・ゼマンの死は、人民党内部の人々に新しい道を開いた。中央党は——私はそれを保証できる——社会民主党との袂別を断行し、一貫した共和国改革、財政改革を行つて右翼内部の浄化を待つてゐる。フーゲンベルクの個性と全独連盟の方向性は、中央党にとって克服できない妨げと見なされてゐる。……」

書簡全文は「叛乱」にある。同じ手紙事件から第一次党分裂までの経緯も、同書に詳しく述べられてゐる。

Die Abtrünnigen, a.a.O.S. 4f.

(38) ハルツブルクの死を契機に人民党、中央党そして「穩健化した」国家人民党が国民的、反社会主義的ブロックを作った構想は、軍部のショライヒャー、工業界のドゥイスベルク、農村同盟のクリーグスハイムそしてD.H.Vの支持を受けていた。ドゥイスベルクは国家人民党内に反フーゲンベルク工作資金二万マルクを流していた程である。

Leopold, op.cit. p. 68. p. 210. fn. 72.

(39) ひつて自由法は国会で否決、続いて行われた国民投票でも過半数を得られず、否決された。

ヤング案反対闘争における右翼の得票数
一 一九二八年五月総選挙の右翼政党得票計

六、八九〇、〇〇〇票

一 国民請願署名数(一九一九年九月~一月)

四、一一〇、〇〇〇人

三) 国民決定投票の際の賛成票数 (一九一九年一一月一一)

四)

八四〇、〇〇〇票

Bracher, a. a. O. S. 283f. Ann. 128.

(40) 私見の内容については「叛乱」に詳しき。

Die Abtrünnigen, a. a. O. S. 10.

(41) 党分裂の由起別々が、ヴァースタルプ文書における。

Westarp Akten (Bracher, a. a. O. S. 284. Ann. 133).

IV 結論に備へて

一九一九年一一月、一一名の国会議員が国家人民党を離れた。⁽¹⁾ しかしながら、当然予想された地方組織、一般党員の脱党は最小限度に留められた。それは一つには、一貫したヴァースタルプ派の抑制方針、フーゲンブルクによるプロペガンダの激しさの結果であつたが、何よりも党首及び指導部が党組織を把握していくことが主原因と言えるである。一一議員脱党の影響は、一部邦議会議員等に留まつた。例えばリンダイナーは、プロイセン邦議員をも経て地元に強固な基盤を持っていた筈であるが、ベッヤン・ナッサウ拡大党幹部会によつて一〇三枚六の票数で四四〇の反対を決議された⁽²⁾。

一一議員は議席を放棄せず、国会内ジャーナル国家活動共同体 (Deutschationale Arbeitsgemeinschaft) として新派を形成した。これは間もなくハーフォルク党との提携にも成功し、キリスト教国民的活動共同体 (Christlichnationale Arbeitsge-

meinschaft) に発展する。一一名の議員によるとの共同体は、

マーノンス、ヘルムヴィヒ、ヒュルザー、ムームが一九一九年一月一一八日、キリスト教社会人民奉仕団 (Christlichsoziale Volksdienst) 組成に参加、ショランゲ=ショーリゲンがラントフォルク党に加わってからも活動を続ける。そして翌一九三〇年一月一一八日、マルリンにおいて従来からの同志を結集して人民保守連合 (Volkskonservative Vereinigung) を誕生させたのである。同連合は、共和政初期以来の青年保守主義者が初めて持った政治団体じおひ、数的に微弱ながら思想的影響力は強いものがあつた。書記長に選ばれたトレヴィラヌスは次のように述べている。自分達は、真正なる保守主義が現実の政治において実現されるよう望む。自分達の大目標は、政党的思惑を離れて祖国を悲惨な状態から救うであつたところの、眞の国民的共同体への到達にある。その為に、常に大きな連合へ発展する用意がある。

「今ナショナリストの陣営では大きな分解が始まつた。一方の側にはナチスがあり、もう一方には人民保守派がいる。前者はすべての善なるものに反対する革命を熱望しており、後者は、国家の枠内での活動によりてナショナリストの勢力を強め……他の国民的ブルジョワ政党との協調によって国家再建の基盤を創り立てるものである」又、ベッヂは人民保守連合をもつて、従来からの大口の主張であった保守主義者の「トーリーモクラシー」へのアプローチの第一歩と評価し、位置づけた。

人民保守連合の出現は、ブルジョワ系ジャーナリズムからも好意をもつて迎えられた。やうしたものの中に中央党のゲルマニア

紙も含まれている⁽⁹⁾。人民保守派の政治的誕生は、共和政末期の政治危機に際して保守主義者のとった一つの対応であり、それは共和政初期以来の系譜を引き継いだ青年保守主義の具現でもあった。一九三〇年三月、政治危機の中で崩壊したヘルマン・ミュラー大連合内閣に替って中央党のブリューニングが、議会に基礎を置かぬいわゆる大統領内閣を形成すると、人民保守派は同内閣に自己の理念——国民的・キリスト教的・非社会主義的勢力を共和政の枠内に結集する——の実現を託した。ブリューニング内閣の労相にはシユテーガーヴァルトが就いており、一方でトレヴィラススも被占領地相として同内閣の主要閣僚の一翼を担つた。人民保守派は、こうしてブリューニング時代を構成する一要素となるのである。

他方、国家人民党に残つたヴェスタルプ派はいかなる方向に展開したのであろうか。ヴェスタルプ、その側近ドリアンダー、そして農村同盟のシーレといった人々を指導者にしたこのグループは、正に共和政中期から利益団体と結びついて来た議員団主流派そのものであった。彼らは、先に述べた根拠をもつて一九二九年の党分裂には参加しなかつた。しかしながら一九三〇年夏、ブリューニング内閣が国会において危機に陥つた時——それは同時に、ブリューニングが大統領の無条件命令によって遂行せんとしていた、農業救済を含む緊急命令統治が危うくなつた時であった——主として農業利益擁護のために、彼らは初めて行動を起こしたのであった。ヴェスターク派、約三十名の国会議員は一九三〇年七月、国家人民党を脱党した。彼らはブリューニング内閣に、

ヒンデンブルクへの忠誠と農業利益の実現、社会主義からの絶縁といった自己の理念実現の担い手を見ていた。同内閣には、シーレが大統領直々の指示で農相となつて加わっていた。
かくして、一九二九年に国家人民党を脱党した人民保守連合の人々と、一九三〇年に脱党したヴェスタルプ派の人々は全く異質の集団であり、全く別の理念を持つたにも拘らず、ブリューニング内閣の支持に接点を見い出すことになる。一九三〇年九月、両者は合体して保守人民党 (Konservative Volkspartei) を結成し、ブリューニング与党たらんとしたのであった。

人民保守派は、ブリューニング内閣に自己の理念の実現を託した。同派の政策についての考え方とは、ブリューニング内閣の諸政策と密接に関連している。その点の検討は、稿を改めて行いたい。ともあれ人民保守派は、敗戦以来ドイツの保守主義が直面してきた問題に対する一つの答を出した。彼らは共和政を自己が保守すべき対象の枠に入れた上で、ドイツ的・国民的・キリスト教的・非社会主義的理念に基づく政治的結集を、その答としたのである。そしてその理念こそ、ポン民主政における保守派の基本的な考え方の一つを形造つているものと言えよう。

註

(1) 一二名の議員の内分けは次の通り。

クレネは社会主義的小工場主、レヨイネ＝ユンクは官吏出身で法律顧問、トレヴィラスス、リンダイナー、コイデルは青年保守派グループのメンバー、ヘッチは歴史や外交を専門と

ある大学教授、ラムバッハはD.H.Vの代表的人物、ヘルムガ

イヒは党内組織の一つである「国家労働者連盟」の議長、

Berlin 1929. S.38ff.

ヒュルザーも同様な「国家農業労働者連盟」の議長、ムル

及びグーンダスは從来からのキリスト教社会派、以上である。

る。

海田取締事団は、ラムバッハ、ヘルムガ・ヒ、クレネが全国リスト選出、グーンダスは東プロイセン、ロイデルがフランクフルト a.d.O.、ショーハンゲン=ショーリゲンがポンメルン、レーマーベルクヒュルザーがブレンヘリウ、トレヴィラスが北カーラーハウスツーレン、ムルガ園カーラーハウスツーレン、リンダイナーがクッヤン・ナッサウ、セントラルがラーベアチヒであった。

(2) 公式の記録によれば、この事件による投票数の著しい減少は見られないたゞこと。彼らを確固として支持したのは、組織体としてのD.H.Vのみであった。

Chanady, op.cit. p.88.

(3) Bracher, a.a.O.S. 287.

(4) 議席放棄については、ハーゲンバーグ側が激しい論争があつた。

Vgl. Freytag-Loringhofen, a.a.O.S. 77f.

(5) 国家人民党脱党グループの一部が、一九二四年に「ヨルトハーベルク」で結成されたキリスト教人民奉仕団が一九二九年、

合流して結成した。

(6) Ursachen und Folgen, a.a.O.Bd VII. Nr. 1589.

又、彼らが田舎した新しく形成された右翼の「恩山」と、D.H.Vの「ハーマン・カルマンが「精神的保守主義から政治的保守主義」の移行とその考え方を提唱したこと。

ワイヤール共和国における人民保守派(II)

Ullmann, H., Die Rechte stirbt=Es lebe die Rechte, Berlin 1929. S.38ff.

(7) Volkskonservative Stimmen I/8 v.22. März 1930 (Jonas, a.a.O.S. 59)

(8) Vgl. Deutsche Allgemeine Zeitung, v.29. Aug. 1930. (9) 「…國家が、実際機能し得る野党的欠如と、續編室の國家を支持する右翼勢力の欠如と抑えられ、これが國民的威信だ。人民保守派の出現を支持する所である…」 Germania Nr. 54. v. 2. Feb. 1930 (Jonas, a.a.O.S. 60)

Ullmann, H., Die Rechte stirbt=Es lebe die Rechte, Berlin 1929. S.38ff.

(7) Volkskonservative Stimmen I/8 v.22. März 1930 (Jonas, a.a.O.S. 59)

(8) Vgl. Deutsche Allgemeine Zeitung, v.29. Aug. 1930. (9) 「…國家が、実際機能し得る野党的欠如と、續編室の國家を支持する右翼勢力の欠如と抑えられ、これが國民的威信だ。人民保守派の出現を支持する所である…」 Germania Nr. 54. v. 2. Feb. 1930 (Jonas, a.a.O.S. 60)